

香川県環境審議会平成27年度第1回自然環境部会会議録

1 日時

平成27年5月22日(金) 10時00分～10時53分

2 場所

香川県庁本館12階 大会議室

3 会議に出席又は欠席した委員(50音順)

(1) 出席した委員(6名)

金子之史、白井章江、末廣喜代一、辻岡宗清、原 直行、増田拓朗

(2) 欠席した委員(3名)

木村 薫、中須純子、矢本 賢

4 委員以外の出席者(10名)

(1) みどり保全課 課長 小川 剛、副課長 穴吹浩之、課長補佐 高尾勇一郎、
副主幹 松木保雄、副主幹 三好 修、主任 竹田直樹

(2) みどり整備課 課長補佐 静 孝明

(3) 農業経営課 副課長 今井浩平、課長補佐 藤田則久

(4) 傍聴人(1名)

5 議題

(1) 第11次鳥獣保護事業計画(変更案)について

(2) ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画(案)について

(3) ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(案)について

(4) 香川県イノシシ適正管理計画(特定鳥獣保護管理計画)(変更案)について

6 配布資料

(1) 次第

(2) 出席者名簿及び委員名簿

(3) 配席図

(4) 第11次鳥獣保護管理事業計画(案)及び第二種特定鳥獣管理計画(案)
について提出されたご意見とそれに対する県の考え方

(5) 第11次鳥獣保護管理事業計画(案)

(6) ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画(案)

(7) ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(案)

(8) イノシシ第二種特定鳥獣管理計画(案)

7 会議録署名委員

増田委員、辻岡委員

8 議事の概要

審議事項1「第11次鳥獣保護事業計画(変更案)について」及び審議事項2「第二種特定鳥獣管理計画の策定について」については、異議のない旨を自然環境部会で決定した。

9 主な意見等

【議事】

- (1) 議事録署名人について
辻岡委員と増田委員を指名した。
- (2) 「第11次鳥獣保護管理事業計画(案)及び第二種特定鳥獣管理計画(案)について提出されたご意見とそれに対する県の考え方」、「第11次鳥獣保護事業計画(変更案)」及び「第二種特定鳥獣管理計画(ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ)」について事務局から説明を行い、各委員から以下のとおり、意見が述べられた。

発言者	内容
増田委員	<p>資料1でパブリック・コメントからの意見に対する県の回答があったが、「シカは、食肉用としてだけではなく、皮も使用するのもよいのでは。」という意見に対する県の回答がない。</p> <p>また、小豆島のサルは天然記念物になっているということであるが、「指定地域内及びその近辺でニホンザルの捕獲を計画する場合は、わなを設置する場所や捕獲方法などについて協議」する意見が出されているが、指定地域内でもわなを設置して、捕獲することがあり得るのか。</p> <p>ニホンザルの特定計画の有害鳥獣捕獲の許可基準の中で、矢本委員から指摘されて、「実際に被害が発生していることを前提に」の前書きを削除したのは、鳥獣保護法の本文に書かれているからという説明であったが、基準3で、「住居集合地域等に出没した場合等、生活環境への被害等の被害が発生するおそれがあること」とある。矢本委員は、「実際に被害が発生していることを前提に」という表現と「おそれがあること」という表現が矛盾するということを指摘されたのではないか。</p> <p>イノシシ特定計画の平成27年度事業実施計画の3ページで、「(3)住居集合地域等に出没するイノシシ」という項目があがっているが、ニホンザルの方を見ると住居集合地域での対策が記述されていないのではないか。</p> <p>正誤表の上から3段目の項数が、1になっているが、3の間違いではないか。</p>
事務局	<p>パブリック・コメントについては、「捕獲した個体」という文言に、シカもイノシシも両方含むと考えている。</p> <p>サルの捕獲については、被害が発生しない限り、指定地域内で捕獲することはない。</p> <p>サルの有害鳥獣捕獲許可基準の文言については、鳥獣保護法では、有害鳥獣捕獲許可ができる場合として、「実際に被害が発生している場合」と「そのおそれがある場合」とされ、「そのおそれがある場合」というのは、「予察捕獲」に分類される。</p> <p>香川県では、サルの人身被害は小豆島でよく発生しているが、被害発生の可能性のある場合は、事前に許可を出せる制度になっている。詳細は、「第11次鳥獣保護事業計画(変更案)」の26・27ページにも記述している。ただし、予察捕獲は、これまでの被害発生状況を調査したうえで、許可を出す必要があるとされている。しかし、市街地の場合は、被害が発生する可能性が高いので、積極的に許可を出すことができるように、基準3として明記している。そういう意味では、矢本委員の指摘のような矛盾はないと考える。</p> <p>サルの市街地対策については、標題が異なるが、実施計画の5ページに、イノシシと同様の記述をしている。</p> <p>正誤表については、上から3段目の項数を1から3に訂正願いたい。</p>
増田委員	<p>パブリック・コメントについては、前段にイノシシの説明があるので、さらっと読んだ限りでは、「捕獲した個体」という文言に、シカが含まれているとは読み取れないので、「シカ」という文言を記述した方が親切ではないか。</p> <p>サルの有害鳥獣捕獲許可基準については了解したが、説明の中で、被害が発生</p>

	しているところで対策を実施するのが前提なので、「そのおそれがある場合」という文言を削除したと聞いたので質問した。法律等に、「実際に被害が発生している場合」又は「そのおそれがある場合」と記述されているので、これで結構である。
部会長	第1点目のパブリック・コメントのところだが、増田委員の意見に賛成で、読んだときに、一応、段落は変えているが、「また、捕獲したイノシシ及びニホンジカ個体の有効活用」の方が、よりわかりやすいように思うので、訂正をお願いしたい。
増田委員	19ページと36ページのものを添付しているが、これは事業計画の18ページからの流れで、これに基づいて本編の修正がなされているということか。
事務局	そうである。
部会長	この資料にタイトルがついていればわかりやすかった。 事業計画書には、この1番最後に添付されている資料は除いた形で提出されるのか。
事務局	そうである。
増田委員	3行目以下からが本編の19ページで、上の2行は18ページのものか。
事務局	そうである。
原委員	この第11次鳥獣保護事業計画の計画期間は24年4月から29年3月末までで、今回の変更点は国の変更に基づいて、変更したという位置づけか。
事務局	そうである。
原委員	サル、シカ、イノシシの特定計画、事業実施計画については、この事業計画に則った年度等の管理計画であって、ここで承認されるとこれで今年度の事業が始まるということか。
事務局	そうである。
白井委員	内容については、増田委員がこのように細かく指摘をされることがありがたくて、すごいと思った。
増田委員	基本的な大筋としては結構である。 1つだけ、文化財保護の観点で、天然記念物に関することがあるが、教育委員会生涯学習・文化財課とは十分協議を行ってほしい。
部会長	県内2箇所のニホンザルの県指定天然記念物について、具体的にどこどこか。
事務局	銚子溪の2群と寒霞溪の1群である。
増田委員	表現上、気になることがある。ニホンザルの平成27年度事業実施計画4ページの1番下だが、「地域個体群ごとに2群を選定し」とあるが、これは地域個体群というのが33群あるということか。地域ごとに2群ということか。
事務局	サルは群れで移動するので、その群れごとの固まりが33群ある。専門家の調査に基づき、西讃と東讃と小豆地域ごとに、遺伝的に異なる個体群として区分した。ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画(案)の2ページの図のとおり、西讃の方は徳島とか高知とかと繋がる大きな個体群であることが指摘されている。
増田委員	地域個体群について了解した。
部会長	昔から四国本土側は2つの地域個体群があるといわれている。 さて、先程のパブリック・コメントについての県の考え方の右側の欄の3行目は「捕獲したイノシシ及びニホンジカ個体の有効活用を推進するため」に修正することで、事務局にお願いする。 この他、第11次鳥獣保護管理事業計画書及びニホンザル、ニホンジカ、イノシシの第二種特定鳥獣管理計画及び事業実施計画については文言修正以外の変更点はない。 以上のとりまとめでよいか。
各委員	(承認)